

別表第 2 (第 5 条関係)

対象設備の種類	商品券の額
太陽光発電設備 (太陽電池モジュール)	新たに設置し、又は増設する太陽電池の公称最大出力の値 (単位は kW とし、小数点第 2 位以下を切り捨てる。) に 20,000 円を乗じて得た額 (当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、80,000 円を限度額とする。
HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム)	設置に要する費用の額 (当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、10,000 円を限度額とする。
定置用リチウムイオン蓄電池設備	蓄電池容量 (単位は kWh とし、小数点第 2 位以下を切り捨てる。) に 10,000 円を乗じて得た額 (当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、50,000 円を限度額とする。
電気自動車等充給電設備 (V2H)	設置に要する費用の額 (当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、30,000 円を限度額とする。

